

# 「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」 実施要項

## 1. 目的

地震発生後、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を習得していることが必須となります。

(一社)宮城県建築士事務所協会(一財)日本建築防災協会との共催により、平成14年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

この度、(一財)日本建築防災協会による本講習テキストの大幅改訂を機に、より多くの建築士事務所(建築士)が今後起こり得る震災への対応に備えるべく、本講習会を全国的に実施することといたしました。

東日本大震災を経て、南海トラフ等における大地震等も危惧されている現在、災害からの早期復旧・復興に寄与する本業務の意義をご理解いただき、是非この機に受講くださいますようお願いいたします。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士に対し(一財)日本建築防災協会より技術者証(カード式)が発行されます。(下記参照)また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、(一財)日本建築防災協会及び(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用いたします。

## 2. 主催 一般社団法人宮城県建築士事務所協会、(一社)日本建築士事務所協会連合会

共催 (一財)日本建築防災協会

## 3. 後援 宮城県 (一社)宮城県建築士会 (公社)日本建築家協会東北支部 (一社)東北建築構造設計事務所協会 (一社)日本建築構造技術者協会東北支部、(公社)日本建築士会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建築構造技術者協会

## 4. 開催日時 平成28年10月20日(木) 9:30~16:30 (受付:9:00~)

開催場所 バレスへいあん 3F グレース

## 5. 受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。

なお、希望により建築士の方を対象に技術者証を発行します。ただし、建築士事務所名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

## 6. 講習内容 【全構造編】 一日講習

時間割	講習内容	講師
20分	挨拶 目的	単体会長等 都道府県建築主務課担当官
20分	被災度区分判定の考え方	DVD講習又は平成23年講師養成講習会受講者
90分	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習又は平成23年講師養成講習会受講者
60分	(休憩)	
90分	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習又は平成23年講師養成講習会受講者
10分	(休憩)	
90分	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習又は平成23年講師養成講習会受講者

○講習内容の順序は、変わる場合があります

## 7. テキスト

① A講習【全構造編】—(一財)日本建築防災協会発行の「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2016年3月発行)を使用します。

## 8. 受講料 15,750円(テキスト代・税含む)

(但し宮城県事務所協会会員には2,160円を助成します。)

## 9. 講師について

DVDによる講習(DVDは、平成28年3月16日に東京で開催された(一財)日本建築防災協会主催の講習会を収録したものを使用 防災協会推薦)

## 10. 建築CPD情報提供制度

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム（予定）」となります。

A講習（全構造）：5単位

## 11. 技術者証の発行

①講習会の修了者の希望によって、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間平成34年3月31日)を発行します。発行手数料1,000円(税込)。

②過去に本講習会を受講し、技術者証の発行を受けている者で、再発行(更新)を希望する方へは、本講習会を再度受講して、有効期間平成34年3月31日の技術者証を発行します。

## 12. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」(以下「技術事務所名簿」という。)の掲載申込みをし、(一社)宮城県建築士事務所協会が会員事務所および会員外事務所の「技術事務所名簿」を作成し、その名簿を宮城県に提出するとともに(一財)日本建築防災協会および(一社)日本建築士事務所協会連合会ホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。

2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための  
震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会  
受講申込書 及び 受講票

一般社団法人 宮城県建築士事務所協会 殿

平成 年 月 日

受講者	氏名	(フリガナ 姓)	(名)	性別	※ 受講番号	
				男・女		
	建築士事務所代表者 (開設者)	1. 開設者である		2. 開設者でない		
	管理建築士	1. 管理建築士である		2. 管理建築士でない		
	建築士資格	1. 一級		2. 二級	3. 木造	
			4. 無資格			
勤務先 (建築士事務所等)	事務所名	(フリガナ)		種別	1. 一級 2. 二級 3. 木造	
	所在地	〒 ( ) 都道府県				
	電話	-	-	FAX (記入必須)	※受講票返信のため、ご記入ください。 - -	
	Eメール	@				
	業種	※ 以下の項目については、該当するものを選んで、その数字にいずれかひとつ○を付けて下さい。				
		1. 建築設計事務所 2. 構造設計事務所 3. 設備設計事務所 4. 積算事務所 5. コンサルタント 6. 建設業 7. プレハブ住宅業 8. 不動産業 9. その他 ( )				
		(一社)宮城県建築士事務所協会	1. 会員である		2. 会員でない	
	◎「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載を申し込む方は下記1. に○印を付けてください。 (技術者証の発行は別途発行手数料1,000円(税・送料込み)がかかります。)					
技術者証の発行			技術者名簿の掲載			
1. 申し込みます 2. 申し込みません			1. 申し込みます 2. 申し込みません			
テキスト 「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」 (2016年3月発行) ・テキスト・受講料(税込み) 15,750円 (但し宮城県建築士事務所協会会員には2,160円を助成します。) ・技術者証 発行手数料 1,000円 ※技術者証をお申込の場合、受講料と合わせてお振込ください。			〈注記〉 ・技術者証申込の方は別記1を講習会当日ご持参ください。 ・上記技術者証の発行は 別途発行手数料1,000円(税・送料込)がかかります。 ・技術者名簿申込の方は別記2を講習会当日ご持参ください。			
注 意						
① 当日会場受付にて出席の確認をしますので、受講券を必ずお持ち下さい。						
② 「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載の資格要件は、知事登録をしている建築士事務所に所属する建築士とします。						
③ 「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載を申し込む方は、別紙申込書とあわせて、写真2枚(「技術者証」と「受講券」を貼付け、サイズ縦3.5×横2.5cm—裏面技術者氏名記入)を添付して下さい。						
④ 木造建築士の「技術者証」は、全構造を受講された場合でも講習修了構造は木造のみとなります。						
⑤ 本申込書の個人データは、本講習会で必要とする情報のために使用します。						
申込期限		平成28年9月30日 15時まで				
※事務局使用欄						
受付日		平成28年 月 日 円				

《銀行振込先》

七十七銀行 芭蕉の辻支店 (普通) 0178608

(一社)宮城県建築士事務所協会 会長 栗原 憲昭

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

振込受領書 コピーの貼付け欄

(振込の事実を確認できる書類の写しを貼り付けて、受講票と併せてお申込ください。)

「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定 復旧技術者名簿」掲載及び  
「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定 復旧技術者証」発行申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 日本建築防災協会 殿

私は、一般財団法人日本建築防災協会が作成する「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」への掲載と、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」の発行を下記により申し込みます。

下記記載事項は事実であることを誓います。

記

**都道府県名（ 都道府県）**

（「判定・復旧技術者名簿」及び「判定・復旧技術者証」は勤務先所在地の都道府県で区分されますので、勤務先所在地の都道府県名を記入してください。）

フリカナ

- 1 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)
- 2 生年月日 昭和 年 月 日
- 3 資 格 1級 2級 木造 建築士 番号 \_\_\_\_\_
- 4 講習修了構造 全構造 \_\_\_\_\_ 木造 \_\_\_\_\_ (何れかに○印)
- 5 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 7 勤務先名称 \_\_\_\_\_
- 8 勤務先所在地 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 9 勤務先電話番号 ( ) — ( ) — ( )
- 6 メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_
- 10 写 真 (縦3.5cm×横2.5cmで裏に氏名を記入した写真1枚をこの申込用紙にクリップで添付してください。)

注1) この申込書は、講習会の当日に受講票とあわせて持参して下さい。

注2) 技術者名簿及び技術者証の有効期間は平成34年3月31日まで、です。

注3) この申込書の個人情報、技術者名簿の作成、技術者証の発行、更新時の連絡及び技術者へ必要な情報の提供に使用します。

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿  
掲 載 申 込 書

平成 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿  
(一社) 日本建築士事務所協会連合会 殿

建築士事務所名  
開設者氏名

印

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会と(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページでの公開並びに名簿の都道府県への送付を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定 復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること  
②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること  
③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること  
④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること  
⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、平成34年3月31日までとする。)

名 簿 掲 載 内 容

・(日事連 単位会) 会員の有無 有 無 (何れかに○印)

・建築士事務所名 \_\_\_\_\_

・所在地 〒 \_\_\_\_\_

・電話番号 市外局番 ( ) - ( ) - ( )

・FAX番号 市外局番 ( ) - ( ) - ( )

・メールアドレス \_\_\_\_\_

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 \_\_\_\_\_ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 \_\_\_\_\_ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構 木造

氏名 \_\_\_\_\_ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

・連絡主管者氏名 \_\_\_\_\_ 緊急連絡先 ( ) - ( ) - ( )

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者か何れかに○印をつけてください。

但し、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。